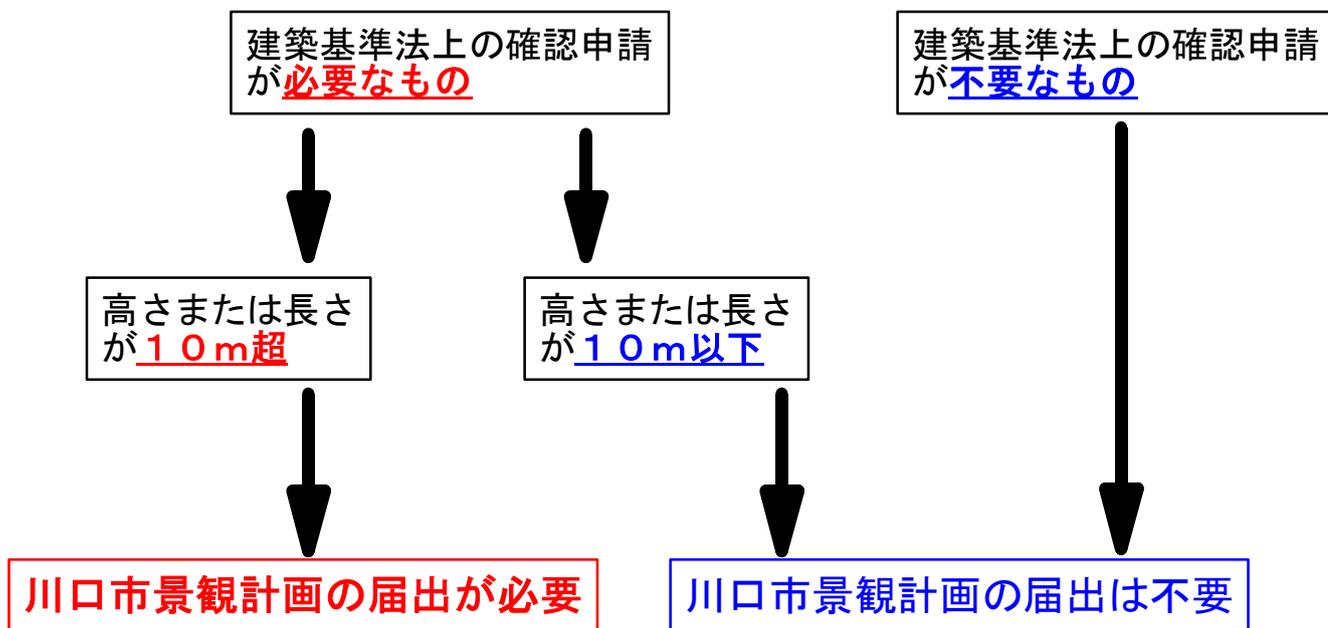


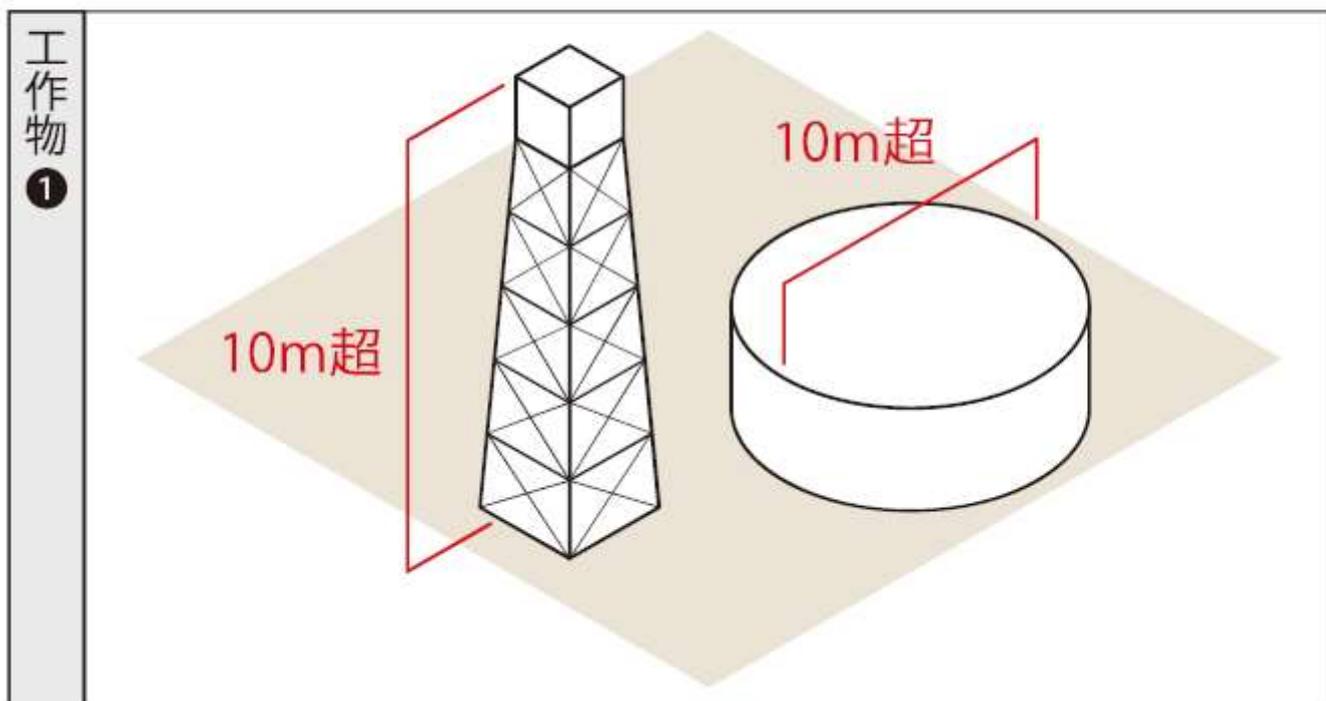
携帯電話基地局等の工作物に関する川口市景観計画における取扱いについて

川口市内で携帯電話基地局等の電波塔を設置する際は、**建築基準法上の確認申請が必要なもの**で以下の行為に該当する場合は川口市景観計画の届出が必要です。

※**確認申請の必要がないものについては届出は不要です。**

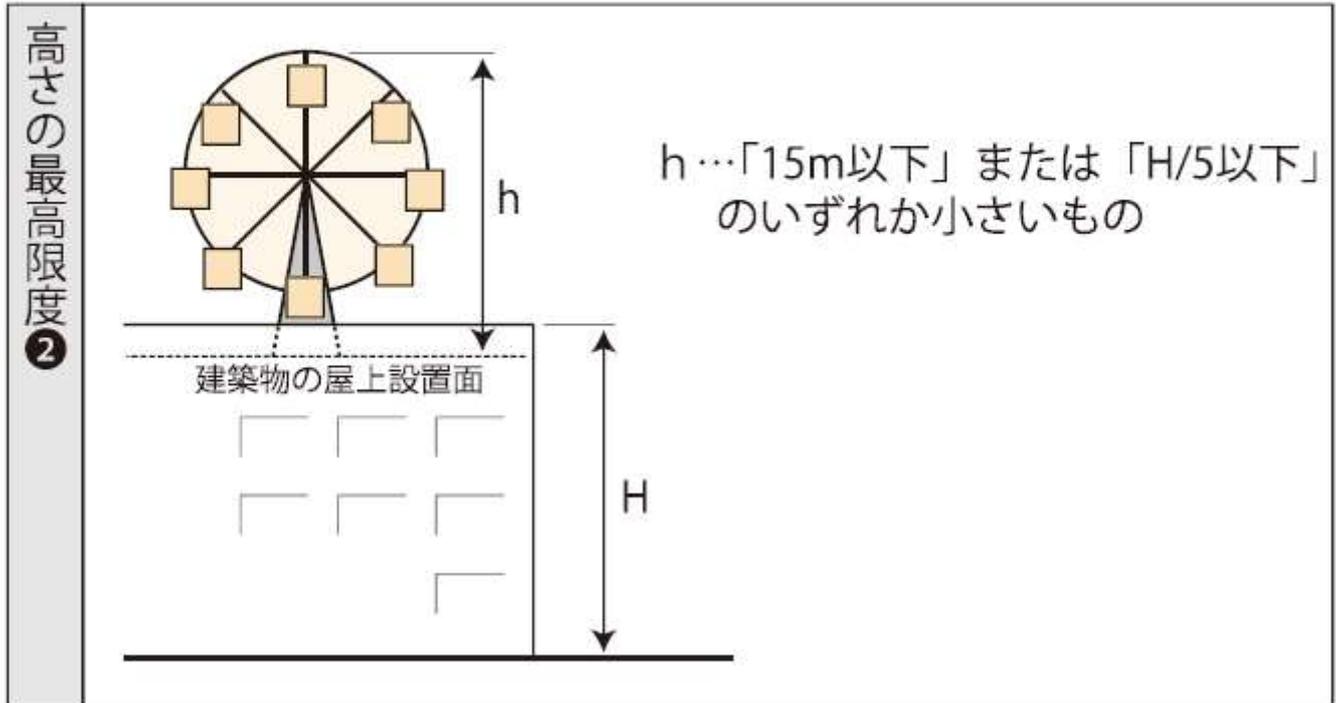


- ① 擁壁以外の高さまたは長さが10mを超える工作物（屋外広告物を除く）の、新設・増築・改築・移転または外観の過半の変更を伴う修繕・模様替・色彩の変更



川口市景観計画の届出が必要な工作物について、高さの最高限度は以下の通りです。

- ① 高さは、周辺景観と調和するよう工夫してください。
- ② 建築物の屋上に設ける工作物の、屋上設置面からの高さ又は工作物の長さは、15m以下または建築物の高さの1/5以下のいずれかの小さいものとしてください。



また、用途地域ごとに定める使用できる色彩は以下の通りです。

【マンセル値による色相・明度・彩度】	(a)		(b)		(c) (d)	
	市街化調整区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	商業地域 近隣商業地域	
	色相	明度	彩度	明度	彩度	明度
R (赤)	全範囲	4以下	全範囲	5以下	全範囲	6以下*
YR (橙)						
Y (黄)	全範囲	3以下	全範囲	4以下	全範囲	5以下
GY (黄緑)	全範囲	3以下	全範囲	3以下	全範囲	3以下
G (緑)						
BG (青緑)						
B (青)						
PB (青紫)						
P (紫)	全範囲	3以下	全範囲	3以下	全範囲	3以下
RP (赤紫)						

* (d) 商業地域の店舗・工作物については7以下

届出書の様式や詳細については、川口市景観計画のホームページをご確認ください。

川口市景観計画

【川口市景観計画に関するお問い合わせ先】

川口市 都市計画部 都市計画課 計画推進係 電話：048-242-6333 (直通)

メールアドレス：120.02000@city.kawaguchi.saitama.jp